

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
だて整形外科リハビリテーションクリニック	下関市綾羅木本町二丁目四番二二号	令和 七年 九月 一日
いちき循環器内科	下関市伊倉新町一丁目二番二号	〃
沖中耳鼻咽喉科クリニック	宇部市岬町一丁目二番三三号	〃
くまがい眼科	宇部市東岐波二二二九番一	〃
くろいし内科クリニック	宇部市大字妻崎開作五〇三番地一	〃
とみなが皮ふ科	山口市赤妻町三番八号	〃
医療法人河野医院	萩市大井一七二三番地一	令和 七年 九月 一七日
深野医院	防府市岩畠一丁目二二番一号	令和 七年 九月 一日

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
おがわ歯科クリニック	下松市せせらぎ町二丁目七一	令和 七年 九月 一日
ひろち歯科クリニック	岩国市車町 二一六―四八	〃
にっさん歯科医院	山陽小野田市中川一丁目五番一二号	〃
しまた歯科医院	光市島田一―二―一七	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 七年 七月 二十三日

中国四国厚生局長

依田 泰

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
小串薬局	宇部市東小串一丁目一番六四号	令和 七年 九月 一日
みき薬局山口店	山口市桜畠二丁目六番六号	〃
オオタ薬局新町店	山口市小郡新町一丁目六番一〇号	〃
さくら薬局	萩市大井字唐ノ嶋 一七二三番一一	〃
防府栄町薬局	防府市栄町二丁目二番四八号	〃
エビス薬局	防府市大崎四五五一	〃
石丸薬局周陽店	周南市周陽二丁目一番三一〇五号	〃
あおば薬局	周南市大字徳山字鬼頭一〇七〇一番二	〃

名 称									所 在 地		指 定 年 月 日
竜王薬局									周南市大字栗屋三五六一七		令和七年九月一日
山陽小野田市大学通二丁目一五番一二号									〃		